

静岡市立北部学校給食センター建替整備等事業 入札説明書等に関する質問回答

No	資料名等	頁	第1	1	1)	(1)	①	ア)	質問内容	回答
1	入札説明書	5	3						第1回の入札説明書に関する質問回答NO.1にて、仮契約締結までの期間延長を努力しますと回答がありましたが、9/24の基本協定書修正にて、第6条の「…平成28年3月を目途として…」となっていた点が、「…平成28年1月を目途として…」に修正されております。仮事業契約締結期限の延長は不可であるとの理解でよろしいでしょうか。期限の延長が不可である場合、1月中の仮契約締結を目指すにはSPC設立のスケジュールの関係から、落札者決定を12月下旬より早めていただく必要があると考えますが、落札者決定の前倒しはご検討いただけますでしょうか。	あくまでも目途ですので、落札者決定後において早急に協議を行い対応可能な期限の中で仮事業契約を締結する予定です。
2	様式集								各様式の表紙に記載する受付番号を、ご通知いただきますようお願いいたします。	受付番号欄は、提案書類の受付後に市が記入しますので、空欄のままご提出ください。
3	様式集に関する質問回答	1	No. 7						調理道具類は、様式8-11には記載する必要はないのでしょうか。	必要ありません。 <u>様式8-11は提出不要とさせていただきます。</u>
4	様式集に関する質問回答	1	No. 7						調理道具類を様式8-11に記載した場合は、見積金額は様式4-11⑥に含めるのでしょうか。運営費相当額の⑩に含めるのでしょうか。	様式4-13の運営費内訳⑩その他に含めてください。
5	様式集に関する質問回答	2	No. 9						調理道具類を計上する様式は、事業者提案としてもよろしいのでしょうか。	No. 3・4の回答を参照ください。
6	事業契約書（案）	31	77						第2回事業契約書（案）に関する質問回答No. 13にて「免税点を超えた場合は課税対象となります。」とありますが、資産割の対象となる面積について、予定価格の算出においてはどの部分を対象としたのかご教示ください。	開示しません。
7	事業契約書（案）	31	77						第2回事業契約書（案）に関する質問回答No. 13において、「詳細については、市民税課にお問い合わせください。」とありますが、本事業は要求水準に従って業務を遂行するサービス購入型のPFI事業である市の事業であるとの認識です。落札者選定後に事業者が市民税課様に問い合わせする際は、学校給食課様にもご協力いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
8	事業契約書（案）	40		2		(1)	②		第2回の事業契約書（案）に関する質問回答NO. 20では、施設引渡しが平成30年4月1日以前になされた場合の割賦金利支払いは、初回の割賦料支払いに加算する方法ではなく、提案によることですが、初回の割賦料支払い以前の支払いも可能であるとの理解でよいでしょうか。	当該割賦金利の計上の有無については提案によるという意味です。割賦料の支払いは四半期ごと60回払いとさせていただきます。

静岡市立北部学校給食センター建替整備等事業 入札説明書等に関する質問回答

No	資料名等	頁	第1	1	1)	(1)	①	ア)	質問内容	回答
9	事業契約書（案）	55	別紙 10						<p>9月18日公表の第2回質問回答「事業契約書（案）に関する質問回答No.25」において、保険契約者はSPCのみとのご回答ですが、工事期間中の「建設工事保険」「第三者賠償責任保険」に關しまして、下記の理由から建設企業（業務実務者）が保険契約者となることを認めていただきたくご検討願います。</p> <p>①工事に関する保険のため、保険会社は建設企業の実績等を考慮して保険料率を算定されますので、建設企業を保険契約者とするのが一般的であり、手続きも簡素でコスト低減につながり市のメリットにつながります。</p> <p>②PFI事業の過去事例からも建設企業が当該保険の契約者となることが認められていることが多く、実態に齟齬は発生せずに運用可能であると考えます。</p>	原則はSPCとしますが、その他も提案として受け付けます。
10	事業契約書（案）	55	別紙 10						<p>9月18日公表の第2回質問回答「事業契約書（案）に関する質問回答No.25」において、保険契約者はSPCのみとのご回答ですが、開業準備期間中及び維持管理・運営期間中の「第三者賠償責任保険」に關しまして、下記の理由から維持管理企業及び運営企業（業務実務者）が保険契約者となることを認めていただきたくご検討願います。</p> <p>①維持管理及び運営に関する保険のため、保険会社は維持管理企業及び運営企業の実績等を考慮して保険料率を算定されますので、維持管理企業及び運営企業を保険契約者とするのが一般的であり、手続きも簡素でコスト低減につながり市のメリットにつながります。</p> <p>②PFI事業の過去事例からも維持管理企業及び運営企業が当該保険の契約者となることが認められていることが多く、実態に齟齬は発生せずに運用可能であると考えます。</p>	同上